



藤沢市市民活動支援施設情報誌「エフ・ウェーブ」

特集：歌声に希望をのせて



2020年3月、一度は解散した湘南混声合唱団。解散後、再び「みんなで歌いたい」という想いをもって、メンバーが立ち上りました。

再スタートに向けて動き出した時は、コロナ禍真っ只中。その中で合唱団を再び結成し、「みんなで歌うこと」を胸に活動を続けていた湘南混声合唱団の会長の永田さんと団員のみなさんにお話を伺いました。

解散後すぐ、再スタートに向けて走り始めました。やっぱり歌が好き、歌いたいという気持ちでいっぱいになり、動かすにはいられなかったとのことです。他のメンバーも同じ想いをもつ

ていました。元メンバーに呼びかけたところ10名の方が気持ちよく承諾をしてくれて発起人会がスタートしました。解散時に団に所属していた方だけでなく、一度やめた方々に「もう一度一緒にやりませんか」と電話やメール、手紙を出すなど連絡をして、活動の再開に向けて準備をしていることを知らせました。またオンライン会議の開催に挑戦したりしました。「それはそれは大変でした」と、とても楽しそうに話してくれました。きっと目的に向かい充実した日々を過ごされていたのだろうということがよく分かりました。

(つづく)



特集：歌声に希望をのせて

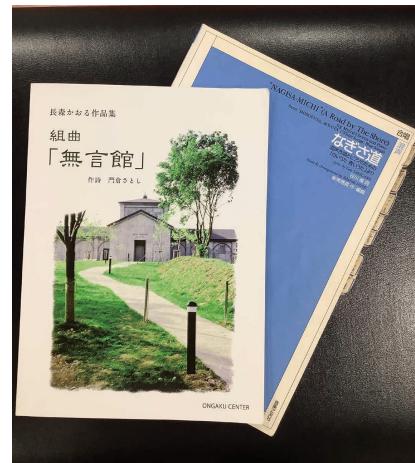
同年の7月にはめでたく、設立総会を開き、24名で湘南混声合唱団として活動を再スタートしました。当時、公民館では「歌ってはいけない」、「収容人数は通常の2分の1」など厳しい制約があったため、20名以上で使える場所に限りがあり、公民館の予約が取りづらくなつたことから、普段活動している六会公民館の他に、藤沢公民館やその分館の済美館に出かけていくこともしばしばありました。

また、歌うことができなかつた時期は、唯一許されていたハミング（口を閉じて口内で声を響かせる発声方法・鼻歌）で練習をしていました。

コロナが長期化する中、団員の意識調査として、一度アンケートをとつたこともあります。遠方の公民館へ出かけることになって負担はないか、声を出せない練習でも不安はないか、など切り込んだ質問だったようですが、団員のみなさんの集まって歌いたいという気持ちに変わりはなかつたそうです。

お話を伺つている時、メンバーの方々が廊下を抜けて練習場所の公民館ホールへと通つていきました。笑顔で会釈をして通つてくれましたが、みなさんの姿勢の良さに思わず2度見してしまつことが何度もありました。歳を重ねられた方が、自然体のまま、シャンとした姿勢でいるのです。「みなさん、とても姿勢が良く、生き生きとしていらっしゃる感じが伝わつてきますが、秘訣がありますか？」とついつい質問してしまついました。

「それはピアノの先生が探してくださつた新しい先生は、年齢にあつた発声方法について指導をしてくださり、下を向いていては



歌は歌えないもの、と教えてくださつてゐるからです。」

取材では、身体をほぐしながらリラックスをして発声してゐる様子を見学し、私たちも会場の隅で真似をしながら、ちよつと心地よい時間を過ごさせていただきました。

永田さんは「年を重ねてきて、もうそろそろ歌うことをやめなければいけないかも知れないと思った時もありますが、今の先生の指導を受けてからは、安心して歌つています。」と嬉しそうにおっしゃっていました。

合唱団のこれまでの経緯を話されるときの永田さんやみなさんは、終始笑顔を絶やしませんでした。合唱という、1曲1曲をつくりあげること、またみんなで歌うことが楽しいという気持ちが、溢れています。歌いたいという想いの詰つたみなさんの活動を通して、コロナ禍でさえ、共に明るく生き抜く力としなやかさを感じました。『先への希望を持って歌いたい』という言葉が強く印象に残りました。

現在は、10月開催予定の六会公民館のふるさとまつり、来年開催の藤沢市や神奈川県の合唱祭への参加に向けて練習に励んでいます。湘南混声合唱団では、一緒に歌うメンバーを募集しているとのこと。ご興味のある方は、下記の連絡先までご連絡ください。

（取材と記事作成：市民活動プラザむつあい）

団体紹介

湘南混声合唱団

設立：1991年

会長：永田 和子

HP：<http://shokon.g1.xrea.com/>

TEL：090-7400-5549

湘南台市民シアターこけら落し公演で集つた合唱団メンバーから有志で結成した合唱団。2020年3月に指導者の先生の退任により、一度は解散。その後再結成し、現在まで活動を継続している。50～80代の世代が、混声の美しいハーモニー作りを目標に、一人一人が積極的に練習に取り組むとともに協力し合う、温かい人間関係のある合唱団を目指し活動をしています。



3月決算であれば、年度は10月から下半期となります。NPO 法人の皆様は、年度切替え後に行わなければならない行政手続きは、すべて終えましたでしょうか。事業年度終了後3か月以内までに完了する必要があることはとても多いので、抜けがないようにお気をつけください。

今号では、NPO 法人が毎年しなければならない手続等について、改めて整理します。

①事業報告書・財務諸表の作成

まず、前年度の事業内容まとめた事業報告書、財務諸表を作成します。財務諸表は活動計算書、貸借対照表、財産目録、注記の4種です。あわせて、理事会および総会の日程や場所を決めます。

②理事会・総会の開催

理事会で事業報告書・財務諸表の承認を行い、議事決定などの総会準備を行います。別途監査を行い、監査報告書を作成します。

総会の議案書を作成したら、招集通知とあわせて会員に送付します。定款に従って

総会を実施したら、議事録を作成します。

③行政手続き

総会終了後、所轄庁に以下を提出します。

- ・事業報告書
- ・財務諸表
- ・役員名簿
- ・社員のうち10人以上の名簿

なお、提出先は主たる事務所の所在地により異なり、藤沢市であれば藤沢市（神奈川県より事務の移譲を受けているため）、他市では神奈川県ですが、政令市ではその市に提出します。役員の変更等がある場合は変更届出書と役員名簿を別途提出します。

理事の再任や変更があれば、法務局にも理事の変更登記を行う必要があります。

出します。また、職員を雇用している場合は所得税や社会保険関連など、雇用状況に応じて必要な手続きも増えます。

特に心配事の多い初年度の団体や不備がないかどうかご心配がある団体についても、当施設でご相談承ります。（せ）



今回は触れていませんが、税務申告は2か月以内に完了する必要がありますので、財務諸表の作成はその点も考慮する必要があります。法人税法上の収益事業を行っていなければ、団体の事業年度開始月にかかわらず、4月に法人住民税の減免申請書を

10月1日労働者協同組合法人デビュー

2020年に成立した「労働者協同組合法」が2022年10月1日から施行されます。労働者協同組合法は同じ志を抱く人たちが集まり、協同して出資し、経営し、労働する協同労働という仕組みの組織について、組織の設立や運営原則、管理方法などを定めた法律です。労働者協同組合法人は、その法律に基づき非営利事業を行い、組合員が自ら出資し、運営に携わり、労働することを基本原理とする組織です。新しい働き方の機会創出のできる組織体として期待されています。

設立には幾つかの要件や条件があります。詳しくは厚生労働省のHP（※1）に記載があり、全国で説明会（※2）が開かれ、オンラインでの参加も可能となっています。

※1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

※2 <https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

主なポイントは、

・組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。

・出資配当は認めない（非営利性の担保）。剰余金の配当は、従事分量による。

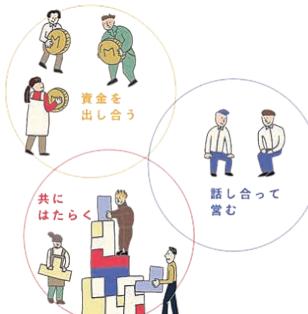
・組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。

・その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督などです。

加えて、企業組合又はNPO 法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。となっており、他の法人格からの移行が認められていることも大きな特徴です。

日本には様々な法人格があり、それぞれが一定の目的をもって決められています。事業活動を法人として始める場合、どの法人格を選ぶのか迷うことも多くなりました。活動内容や活動の対象、活動を支えるメンバー、組織の方向性などを熟慮して選定しましょう。非営利活動の場合は市民活動推進センターでもご相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。（て）

なぜなに
NPO
vol.159



各法人格の概要イメージ（厚生労働省 HP より）

	労働者 協同組合	NPO 法人 (移行措置有)	企業組合 (移行措置有)	一般社団法人	株式会社
目的・事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業※3	特定非営利活動（20分野）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	目的や事業に制約はない※4	定款に掲げる事業による営利の追求
設立手続き	準則主義	認証主義	認可主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1票	原則1人1票	1人1票	原則1人1票	出資比率による
主な資金調達方法	組合員による出資	会費、寄付	組合員による出資	会費、寄付	株主による出資
配当	従事分量配当	分配できない	・従事分量配当・年2割までの出資配当	分配できない	出資配当

※3 労働者派遣事業以外の事業であれば可

※4 公益・共益・収益事業も可

講座・イベントの

ごあんない

イベント

日時

■六会公民館ふるさとまつり	10月15日(土)、16日(日)	10:00～13:00
■身近な SDGs バナナの未利用？知ってる？	11月5日(土)	10:00～12:00
■マネジメント講座「ボランティアマネジメント講座」	11月12日(土)	13:30～15:30
■IT 講座「パワポでプレゼン講座」	12月12日(月)	13:30～16:00

NEW!

支援施設からのお知らせ

■六会公民館ふるさとまつり

※プラザむつあいも出展します

誰でも簡単にできるホイップデコのワークショップを行います。

事前申し込みは無く、当日会場で申込み

日時 10月 15 日 (土)、16 日 (日) 10:00～13:00

場所 市民活動プラザむつあい

内容 「とってもかんたん ホイップデコしよう♪」

材料費 1個 50円

■身近な SDGs バナナの未利用？知ってる？

気軽に食べているバナナにもフードロスが出ることを知り、自分ができる「SDGs」を探してみる機会とする

日時 2022年11月5日(土) 10:00-12:00 (10月3日(木)締切)

会場 藤沢市六会公民館 2階第1談話室

講師 特定非営利活動法人 APLA 福島智子氏

対象 誰でも 定員 25名先着順・事前予約制。

参加費 無料

お問い合わせ 藤沢市市民活動プラザむつあい (担当:榮・佐久間)



■マネジメント講座「ボランティアマネジメント講座」

ボランティアとして参加するとき、またボランティアを受け入れるときの関わり方、体制や方針、リスクマネジメントについてなど、両方の立場から学べる講座です。

日時 2022年11月12日(土) 13:30～15:30

会場 オンライン または 藤沢市民活動推進センター会議室

講師 横浜市市民協働推進センター長 伊吾田 善行氏

料金 1,000円 ※学生および18歳以下は無料

対象 市民活動を行っている団体や個人。興味のある方。

定員 30名

主催 藤沢市市民活動推進センター



■IT 講座「パワポでプレゼン講座」

活動を知らない方に向けた自組織の紹介や助成金申請等のプレゼンテーション資料づくりに役立ちます！団体の魅力を伝える「プレゼンテーション」について学び、共感を得るための手法を学びましょう！

日時 12月12日(月) 13:30～16:00

会場 藤沢市市民活動推進センター会議室

内容 プrezentーションのコツ・使い方／プレゼンテーション実践

受講料 1,000円 (資料代含む)

対象 NPO・市民活動・地域活動に関わっている方で、

Power Pointを使用している方、使用予定の方

定員 10名 (先着順・貸出PC5台まで)

講師・運営 藤沢市市民活動支援施設サポートクラブ IT サポーター



発行：藤沢市市民活動支援施設

本館：市民活動推進センター

開館時間 9:00～22:00 火曜休館

〒251-0052

神奈川県藤沢市藤沢 1031 アーバンセンター藤沢 2F

※ビル名が変更になりました

TEL：0466-54-4510 FAX：0466-54-4516

Eメール：f-npoc@shonanfujisawa.com



分館：市民活動プラザむつあい

開館時間 9:00～19:00 月曜休館

〒252-0813

神奈川県藤沢市亀井野 4-8-1 六会市民センター 2階

TEL & FAX：0466-81-0222

Eメール：f-npoc@shonanfujisawa.com

編集：認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構（藤沢市市民活動支援施設 指定管理団体）

※この情報誌は、サポートクラブのメンバーのご協力により、皆さまのお手元に届いております♪
センターも随時募集中です！